

## 第 1 回 相談支援部会

日時 令和 6 年 1 0 月 1 1 日 午後 6 時～ 8 時

場所 新宿区本庁舎入札室

参加者 廣川、内藤、友利、山口、塩川 早田 八角 南大路 三浦

事務局 武藤 石丸

### 委員からのご意見

- ・困ったときに困った人はどこに駆け込めばいいのか。困難事例の検討を行っていきたい。
- ・どの福祉系機関にもつながっていない障害者をどのようにしてつなげていくか課題がある。
- ・新宿区では滞在型の精神 GH を希望する人間になかなか支給決定が下りない傾向があるように感じる。
- ・知的障害者の傾向として福祉的作業は問題なくこなすことができるのにその他生活面等の行動がおざなりな場合が多く見て取れる。障害者への支援においてもっとも支援が必要なグループは周囲の人間も気に掛けるが、中程度の支援が必要なグループについては途端に支援者がいなくなる傾向にある。
- ・困難事例というよりはそれに対応する福祉サービス等を提供するスタッフ側の問題であると考え。優秀なスタッフがどうにか対応するというものではなく、どのようなスタッフであってもうまくいくようなシステムを雇用主側で考えることが大事なのではないか。世田谷の 2 4 時間対応のバックアップセンターが良い例である。
- ・新宿区では緊急で利用者を受け入れる組織が今のところシャロームみなみ風のみである。しかし区役所において緊急時の受入に関して問題になったことはない。そして今後さらに区内で緊急時の受入可能な GH は増えるため心配してはいない。
- ・緊急性があると障害当事者が判断した場合、第一に緊急通報システムを利用することになるが、使い勝手が悪いという話も聞く。システムが現実的なのか。検証してみる価値はある。
- ・日ごろから自身の健康面の処遇や体のケアについて気軽に相談できる場があればとてもよい。戸山団地内にある暮らしの保健室はまさにそれを体現している。
- ・身体障害者は緊急時訪問看護を入れて対応できている。一方で知的障害者の場合はイン

フォーマルな人間関係で対応していくことが多いが、もしその関係が利用できない時どのように対応するか苦慮する。

#### ☆今後の予定

##### 1, 緊急電話の次の動きをどうするか

・身体の一部暮らしは、訪看が対応しているが、知的には対応するサービスが存在していない。

・世田谷区では、365日24時間の電話対応のサービスがあるので、電話の次の動きについて確認し、参考とする。

・介護保険の夜の巡回サービスや重度訪問介護と夜の居宅サービスの組み合わせの状況について確認する。

##### 2, 緊急通報システム制度について

・新宿区には緊急通報システムがあるが、現実的に障害者が利用できるものかどうかを確認する。

・知的障害の場合には、本人が倒れるというより介護者が倒れるという可能性が高く、緊急対応が必要となる。

##### 3, 日常的に何でも相談できる場所（例：暮らしの保健室）をどう作っていくか

4, 精神障害者の滞在型グループホームの必要性が理解されていない現状があるので、理解を促すような事例を出していく。

5, 相談支援での紙ベースでのやり取りが非効率であるので、クラウドで進められるような工夫が必要であるので検討する。